

答申書

1 審査会の結論

審査請求人 ○○○○（以下「審査請求人」という。）が令和3年1月20日に提起した処分庁（山形県知事）における精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）を交付しない旨の決定に係る処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

2 審査関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人（審査請求書）

本件処分は、主治医の下した診断をないがしろにしており、また、障害者基本法第2条、精神保健福祉法第45条の規定に違反し違法である。本件処分により、審査請求人は法的権利を侵害されている。以上の点から本件処分の取消しを求める。

(2) 審査庁

本件処分を不当とすべき事実は認められず、本件審査請求は理由がないことから、棄却されるべきである。

3 審理員意見書の要旨

(1) 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

(2) 審理員意見書の理由

ア 本件処分に係る手続について

本件処分の決定は、「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」（平成7年9月12日厚生省保健医療局長通知別紙。以下「実施要領」という。）及び「山形県精神障害者保健福祉手帳事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）に基づき、医師の診断書が添付された申請について、山形県精神保健福祉センターにおいて、精神保健指定医が出席する「精神障害者保健福祉手帳並びに自立支援医療支給認定判定会」（以下「判定会議」という。）を開催し、手帳の交付の可否を判定したものであり、判定の過程における不備は認められない。

イ 本件処分の申請時に提出された診断書における精神障がいの状態と政令で定める障害等級判定基準における障がいの状態の比較について

障害等級は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項により、障がいの程度に応じて重度のものから1級、2級、3級に区分され、具体的な基準は、同項及び「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（平成7

年9月12日厚生省保健医療局長通知別紙。以下「判定基準」という。)に定められている。判定基準において、障害等級の判定は、「精神疾患の存在の確認」、「精神疾患（機能障害）の状態の確認」、「能力障害（活動制限）の状態の確認」、「精神障害の程度の総合判定」という順を追って行われることとされている。

本件処分に係る診断書における「精神疾患の存在」について、主たる精神障害が「うつ病」、従たる精神障害が「成人期の注意欠陥多動性障害（ADHD）」となっている。しかし、判定した精神保健指定医3名は、中心的な精神障害は「注意欠陥多動性障害（ADHD）」が適当であり、二次的病状として「不安・抑うつ状態」を呈しているとの結論に達している。このことから、精神障がい者の社会復帰や自立、社会参加の促進を目的とした手帳の交付を求めるための障害の中心が不明確であり判定できないと判断したものであり、手帳の交付に至らないとした決定は適切に判定されたものである。

ウ 判断

上記ア及びイにより、本件処分に係る手帳交付の可否の判定を不当とすべき事実は認められない。

4 調査審議の経過

令和3年12月24日 審査庁からの諮問の受付

令和4年1月11日 調査審議

5 審査会の判断の理由

(1) 障害等級の判定の妥当性について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条において、「精神保健指定医」は、厚生労働大臣が、一定の実務経験を有し、法令で定められた研修を修了した医師のうち、特定の職務に必要な知能及び技能を有すると認められる者を指定すると規定されている。

判定会議の委員については、実施要領において、「原則として、精神保健指定医とすることが望ましい」とされているところ、本件処分に係る判定会議では、精神保健指定医3名の合議により判定を行っている。

次に、障害等級の判定については、判定基準において、「判定に際しては、診断書に記載された精神疾患（機能障害）の状況及び能力障害（活動制限）の状態について十分な審査を行い、対応すること」とされ、「精神疾患の存在の確認」、「精神疾患（機能障害）の状態の確認」、「能力障害（活動制限）の状態の確認」、「精神障害の程度の総合判定」という順を追って行われることとされている。

本件処分に係る診断書上の病名は、主たる精神障害が「うつ病」、従たる精神障害が「成人期のADHD」とされているが、判定会議において、精神保健指定医3名は、診断書の記載内容から、中心的な精神障害は「注意欠陥多動性障害（ADHD）」であり、二次的病状として「不安・抑うつ状態」を呈しているものと判定し

た。この結果に基づき、診断書作成医療機関に対し照会を行ったところ、当該医療機関からは、主病名は「うつ病」であるとの回答があった。これを受けて、再度、判定会議を開催し判定を行った結果、手帳の交付に至らないと判断したものである。

なお、審査請求書に「代理人から見た審査請求者の現況」を記載した書面が添付されているが、実施要領において、医師の診断書が添付された申請について手帳の交付の可否及び障害等級の判定を行わせるとされており、本件処分に係る判定結果に影響を与えるものではない。

本件処分に係る障害等級の判定の妥当性については、判定会議において、3名の精神保健指定医の合議により、精神医学的見地から、診断書の記載内容及び照会に対する診断書作成医療機関の回答内容により、手帳の交付に至らないと判定したものであり、違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分における手続と審査方法の妥当性

本件処分は、実施要領及び事務処理要領に基づき、山形県精神保健福祉センターにおいて、精神保健指定医が出席する判定会議を開催し、手帳の交付の可否について判定を行い、その結果を受けてなされたものであり、手続上違法又は不当な点は認められない。

また、審理員の審理手続においても、違法な点は認められない。

(3) 結論

以上により、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

6 付言

審査会の結論は、1のとおりであるが、精神障害者保健福祉手帳の交付申請に当たり交付の可能性を直ちに否定できない場合において、診断書作成医療機関に対して照会を行う場合又は手帳を交付しない旨の決定を行う場合には、処分庁は当該医療機関又は申請者に対し、より丁寧に説明を行うことが望ましい。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

阿 部 未 央

石 澤 義 久

津 川 恵 美 子